

自動車リサイクル法 引取業者廃業等届の手引

1 引取業者が次のいずれかに該当することとなった場合は、各号に定める者は、その日から30日以内に「引取業廃業等届出書」を届出受付窓口に提出してください。

- ① 死亡した場合 …………… その相続人
- ② 法人が合併により消滅した場合 …………… その法人を代表する役員であった者
- ③ 法人が解散により破産した場合 …………… その破産管財人
- ④ 法人が合併及び破産以外の理由により …… その清算人
解散した場合
- ⑤ その登録に係る引取業を廃止した場合 …… 引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員

2 申請受付窓口

- ① 事業所の所在地を管轄する林務環境事務所環境課へ提出してください。（県内に複数の事業所を有する場合は、主たる事業所の所在地を管轄する林務環境事務所へ提出してください。）
- ② 申請書類は、直接受付窓口に持参又は郵送により提出ください。

申請受付窓口

林務環境事務所	住所・電話番号	管轄する地域
中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町四丁目 2-4 北巨摩合同庁舎 4 階 TEL : 0551-23-3090	甲府市 (※)、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後 1239-1 東山梨合同庁舎 3 階 TEL : 0553-20-2739	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所	〒402-0054 市川三郷町高田 111-1 西八代合同庁舎 2 階 TEL : 055-240-4141	市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町
富士・東部 林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原二丁目 13-43 南都留合同庁舎 3 階 TEL : 0554-45-7811	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

※ 甲府市が中核市に移行するにあたり、平成 31 年 4 月 1 日から甲府市内の事業場に関する事務（登録申請、許可申請、変更届出等）は、甲府市が所管することになります。

〈平成 31 年 4 月 1 日以降の甲府市内の事業場に関するお問い合わせ先〉

甲府市環境部廃棄物対策室減量課 電話 055-241-4327